

# 第 1 回

## 川西薩地区任意合併協議会会議録

平成 1 4 年 1 0 月 7 日

川西薩地区任意合併協議会

## 第1回川西薩地区任意合併協議会会議録

開催年月日 平成14年10月7日(月)

開催場所 太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時30分

閉 会 午後4時10分

出席者

○ 川西薩地区任意合併協議会出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	富 永 茂 穂	黒 瀬 一 郎	原 口 博 文
委 員	岩 切 秀 雄	今別府 哲 矢	福 田 清 宏
	上醉尾 巧	下迫田 良 信	野久尾 正 徳
	宮 脇 秀 隆	帯 田 博 美	福 元 忠 一
	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	寺 師 勉	渡 辺 一 徹	北 迫 茂
	今 村 松 男	瀬 尾 和 敬	平 田 陽 一
	肥 後 耕 作	塩 田 至	岸 悍
	鷺 山 和 平	平 嶺 道 夫	村 尾 幸 生
	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫	小 倉 義 富
	江 口 是 彦	春 田 正 親	町 弘 道
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
			以上37名
顧 問	高 山 大 作	西中須 浩 一	馬 場 英 俊

○ 川西薩地区任意合併協議会欠席者

委 員	藏 元 欽一郎	尾 崎 嗣 徳	以上2名
-----	---------	---------	------

○ 川西薩地区任意合併協議会事務局

事務局長	田 中 良 二		
事務局次長	南 竹 一 敏	川 野 眞 司	
事務局員	森 園 一 春	棚 町 健 治	奥 平 幸 己
	古 川 英 利	村 岡 斎 哲	井手上 和 洋
	橋 口 堅	上須田 敏 秋	平 利 朗
	大 毛 昭 徳	田 代 健 一	江 口 洋
	久 徳 和 久		

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 委員・専門部会長・事務局紹介
- 4 委員代表者・顧問委嘱状の交付
- 5 議 事  
議案第1号 平成14年度事業計画（案）について  
議案第2号 平成14年度予算（案）について
- 6 協議事項
  - (1) 合併重点支援地域の指定について
  - (2) 事務事業現況調査実施要領（案）について
  - (3) 電算・情報システム現況調査事業実施要領（案）について
  - (4) 新市将来構想住民アンケート調査実施要領（案）について
  - (5) 新市まちづくり計画策定準備調査実施要領（案）について
  - (6) 広報公聴事業について
  - (7) 合併スケジュールについて
- 7 提案事項  
提案第1号 任意合併協議会における申し合わせ事項について  
提案第2号 合併の方式について  
提案第3号 合併の期日について  
提案第4号 新市の名称の決定方法について  
提案第5号 新市の事務所の位置について
- 8 その他  
次回協議会の開催について
- 9 閉 会

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

定刻となりました。それでは、ただいまから、第2部の第1回川西薩地区任意合併協議会を開会させていただきます。資料は17ページをお開き下さい。

開会に先立ちまして、総会で選出されました、それぞれの会長、副会長の方々にご挨拶をお願いいたします。

では、まず最初に、会長でございます、川内市の森市長にご挨拶をお願いいたします。

#### ○森卓朗会長

では、一言、ご挨拶を申し上げます。

先ほどの総会におきまして、当協議会の会長という重職を仰せつかりました。もとより浅学非才の身でございます。このように、2市4町4村、10団体の大同合併に向かつての任意の協議会を統括していきますには、大変おそまつな会長であるかも知れませんが、体だけは元気であり、丈夫でございますので、一生懸命汗をかきまして、来る12月末には、法定の協議会にこぎつけるように、会長として、皆様方のご意見を充分参考にしながら、皆様方のご意見を尊重しながら、まとめてまいりたいと、このように考えております。

ご案内のとおり、国を問わず、地方におきましても、行財政の改革の嵐の中で、それぞれ皆さん方、毎日、市町村行政をお取り組みでございます。そういう行政事務を進めていきながら、なおかつ21世紀のまちづくりを目指して、理想的な将来像を目指して、これを何とか作り上げ、地域住民の皆様方が本当に福祉の向上につながるように、一緒になってよかったと言うような、そういう地方拠点都市づくりを目指して、頑張っただけでございます。

どうか一つ、委員の皆様方の絶大なるご協力とご支援、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、一生懸命頑張っていきますので、よろしく願いを申し上げ、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

ありがとうございました。

それでは続きまして、協議会副会長で、串木野市長でございます、富永市長にご挨拶をお願いいたします。

#### ○富永茂穂副会長

皆さん、こんにちは。ただいま紹介に預かりました、串木野市の市長の富永でございます。

ただいま、当協議会の副会長という大役をいただきまして、これやっていけるのかなと

いう、ただ、言えますことは、こうしたそれぞれの行政団体の意見調整を、会長を補佐する意味において、努力したいということだけは、人後に恥じない、このように考えておりますので、皆さんと共に、これ私、言うなれば日置郡から、郡境からいきますと入ったわけでございますので、その辺も含めて、ご理解ご協力のほど、お願い申し上げて、副会長選任の、皆さんのご協力を期待して、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、同じく協議会副会長で、樋脇町長でございます、黒瀬町長にご挨拶をお願いいたします。

#### ○黒瀬一郎副会長

ただいま、ご紹介をいただきました、樋脇町の黒瀬でございます。大変、副会長という重責をご推薦いただきましたけれども、大変この重みのという感じを、今、かみしめているところでございます。会長さん、そしてまた串木野市の市長さんがおっしゃいましたように、この2市4町4村が、最後まで揺るぎのないようにというふうにも期待もいたしております。委員の皆様方の、そして構成団体、市町村の皆様方の一致した考え方等で、この新しいまちづくりができますことを期待もいたしております。未熟ではございますけれども、委員の皆様方のご指導をいただきながら、精一杯頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、次に同じく協議会副会長で、川内市議会議長でございます、原口議長にご挨拶をお願いいたします。

#### ○原口博文副会長

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。今回、2市4町4村の副会長にご推薦をいただきました。私は、議会の代表でありますから、あくまでも議会の立場を尊重しながら、ご意見を出していきたいし、まとめてまいりたいと、こう考えているわけでありまして。特にこの副会長の役目は、会長を補佐する役目ですが、順番からいきますと、富永市長さん、あるいは黒瀬町長さん、その次が私ですから、3番目になります。ですから、ゆっくりとした気持ちで、私は副会長を務めさせていただきたいし、会長を補佐する仕事に回ってまいりたいと、こう考えております。特にまた、今日、指名いただきましたのは、名前がひょこっと出てきましたので、もう最初から事務局のほうでは名前を考えていたんだと、

こういうふうを考えております。どうか一つ、よろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶に代えます。ありがとうございました。

**○司会者（南竹一敏事務局次長）**

どうもありがとうございました。

それでは次に、委員・専門部会長・事務局紹介となっておりますが、これにつきましては、資料の 18 ページから 20 ページにあります名簿で紹介に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、ここで委員の皆様方並びに顧問の方々に、委嘱状の交付をいたしたいところでございますが、時間の都合もございますので、代表者の方々に委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。なお、皆様方には、事前に封筒に入れて、自席に配布してございますので、ご確認方をよろしくお願したいと思います。

それでは、会長は壇上の方にお上がりいただきたいと存じます。

まず、委員の代表者に委嘱状の交付でございます。代表者は、入来町長の福元町長でございます。よろしくお願いたします。

**○森卓朗会長**

委嘱状、福元忠一殿、入来町長、川西薩地区任意合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 14 年 10 月 7 日から、川西薩地区任意合併協議会解散日までとします。平成 14 年 10 月 7 日。川西薩地区任意合併協議会会長、森卓朗。

よろしくお願いたします。

**○司会者（南竹一敏事務局次長）**

それでは、続きまして、顧問代表者に委嘱状を交付いたします。代表者は、川内総務事務所の所長でございます、馬場所長にお願いたします。

**○森卓朗会長**

委嘱状、馬場英俊殿、鹿児島県川内総務事務所長、川西薩地区任意合併協議会顧問を委嘱します。委嘱期間は、平成 14 年 10 月 7 日から、川西薩地区任意合併協議会解散日までとします。以下同じであります。

よろしくお願いたします。

**○司会者（南竹一敏事務局次長）**

以上を持ちまして、委員代表者並びに顧問の委嘱状の交付を終了させていただきます。

これより議事に入りますが、この協議会の規約第 6 条の規定により、会議は委員の半数

以上の出席がなければ、開くことができないと規定されております。本日の出席者は、委員 37 名の出席でございます。この 37 名、半数を超えておりますので、この会議は成立でございます。

なお、ただいまから議事に入りますが、協議会規約第 6 条の規定により、会長は会議の議長を務めるとなっております。森会長に議事をお願いいたしまして、進行をよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○森卓朗会長

規約によりまして、しばらく座長を務めさせていただきます。皆さん方の建設的なご意見を、どしどし発表していただきますように、お願ひを申し上げます。着席のまま議事を進行させていただきます。

では、協議に入ります前に、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

では早速、まず最初に議事の中から、第 1 番目、議案第 1 号、平成 14 年度事業計画（案）についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いいたします。

#### ○田中良二事務局長

それでは、第 1 回協議会の議案第 1 号、資料の 21 ページをお願いいたします。川西薩地区任意合併協議会平成 14 年度事業計画（案）について、ご提案申し上げます。提案日は本日でございまして、提案者は、川西薩地区任意合併協議会、森卓朗会長でございます。開けていただきまして、22 ページで説明いたします。

この任意協議会は、3 ヶ月の目途で設置されましたが、まず 22 ページの左上、10 月でございます。第 1 回会議ということで、本日そのものでございます。

それで、本日の協議は今から進めてまいりますけれども、10 月の一番下の欄に、任意合併協議会における申し合わせ事項案の提案ということで、持ち帰って協議していただくことを、後ほどまた説明いたします。第 1 回会議は、ご覧の通りで、本日の会議そのものでございます。

それから、10 月のその他業務ということでございますが、1 段目にございますように、各専門部会、分科会の発足ということで、規約案でも申し上げましたように、各専門部会は 9 部会、2 市 3 町で部会長を分担しております。

それから、係長級の分科会につきましては、現在、10 市町村の組織、職員数が非常に複雑なものですから、検討中でございますが、この分科会につきましては、概ね 50 以上の分科会が設置される見通しで、今月中にはその詳細を詰めてまいります。

それから、2 つ目の黒丸がございまして、事務事業の現況調査の着手ということで、ご承認いただきましたら、今週から早速、数千項目に上ります行政の全ての仕事の洗い出し

に着手いたします。

それから、3つ目が、電算・情報システム現況調査の着手ということで、10市町村、導入されておりますシステム、提供するサービス、メーカー、全て違います。それで、システム統一の前段といたしまして、現在、どのようなシステムであるかの現況調査に着手いたします。

それから、4つ目が、新市将来構想の住民アンケートということで、これも後ほど計画班長が説明いたしますが、2市4町4村内を世帯をサンプリングしまして、抽出アンケートを行います。

それから、10月の一番最後の項でございますけれども、「協議会だより」第1号発行を予定しております。これにつきましては、毎月、2市4町4村内の全世帯に配布予定でございますので、各首長さんにおかれましては、担当の課にもよろしく願いいたします。

それから、ホームページも開設いたします。

それから、このいわゆる広報事業で、事務局からのお願いでございますが、我々16名も頑張りますけれども、非常に2市4町4村、地域的にも広うございますので、各市町村の合併担当課、あるいは広報担当課の方でも、本日のような合併協議の広報を積極的にお知らせ版等でしていただくように、お願いいたします。

それから、来月、11月でございますが、いろいろ会議調整をいたしまして、第2回会議が11月8日の予定、第3回会議が11月18日の予定でしております。この第2回会議につきましては、事務的な部分もございますが、各規定の報告をご覧の通り、非常に多種多様の規定が必要でございますので、このことの報告をいたします。

それから、重要なことが、2回会議の二つ目の黒丸で、任意合併協議会における申し合わせ事項案の承認、協議ということでございまして、本日、後段で申し合わせ事項の提案をいたしますので、各々持ち帰って、内部協議をしていただきまして、11月8日の第2回会議では、各市町村の総意、意見を発表して、申し合わせ事項をまとめていきたいと考えております。

それで、同様のやり方でございますが、第2回会議は大きな提案事項が3つございます。3つ目の黒丸にございますように、事務事業一元化協議方針案の提案ということで、4,000項目に渡る事務事業、あるいは各種公共的団体が無数にございますので、これをこのようなやり方で、考え方で統一、一元化していったらどうだろうかという調整方針案をご提案申し上げます。

それから、併せまして、新市まちづくり計画の策定方針案の提案もいたします。

それから、最後の黒丸がございまして、法定合併協議会の設置に関します規約案及び予算案の提案もいたします。

同様でございますが、今申し上げました2回会議の後段3つ、提案事項の3つは、11月8日の第2回でいたしますので、第3回会議、11月18日に入りますけれども、今ほど申



し上げました、事務事業の一元化方針の承認、新まち計画の策定方針の承認、法定協議会に関します規約及び予算案の承認ということで、第3回会議におきまして議論していただきまして、承認をお願いしたいというようなスケジュールを組んでおります。

合併協議のやり方は、事前提案方式でございまして、平成16年度まで概ねこのやり方で、事前提案と翌総会で承認、その時にまた事前提案と、この順繰り順繰りで会議を展開してまいります。

それから、11月に入りますと、右のその他業務にございますように、事務事業現況調査、電算情報システム現況調査の取りまとめに入っております。

それから、この11月の項は非常に慌ただしいのですが、右のほうの下から3番目、合併講演会の開催ということで、日程を調整しながら、合併講演会を予定しております。

それから、下から2段目は、施設等の視察研修ということで、これも日程を調整しながら、この域内の主な公共施設の視察研修ができればということで、考えております。

「協議会だより」につきましては、恒例によりまして毎月、第2号を発行いたします。

それから、12月でございまして、第4回会議を12月25日に予定しております。任協の集約の会議でございまして、事業の報告と併せまして、2つ目の黒丸にもございまして、現況調査、いろんな調査の結果報告をいたします。住民意向調査の結果報告もいたします。それから、決算に関わることで、それから、任意協議会解散ということで、事務を準備してまいります。

それから、特に12月の右のほうの下から2段目、法定合併協議会の設置準備ということでございまして、現在、事務局といたしましては、この12月25日までに、各市町村議会で、法定協議会が可決された場合には、この12月25日に法定協議会の設置の議案をこの会議に出さなければいけないということで、検討を進めております。

そして、法定協の設置が総会で認められましたら、県への届けなど、事務的に進めてまいりたいと考えております。

それから、12月の一番最後は「協議会だより」、毎月のやつの第3号を発行いたします。

以上が14年度の任意協議会、3ヶ月間の事業計画案でございまして、よろしく願いいたします。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第1号、平成14年度事業計画（案）について、ご説明を申し上げます。これから質疑に入ります。何かご意見はございませんでしょうか。

#### ○今別府哲矢委員

川内の今別府委員でございます。

事業計画の中で、最も任意協議会の重要な事項であろうかと思いますが、法定協議会の設置について、ただいまの説明では12月議会で議決されればというような表現に説明されたようでございますけれども、この協議会の中で、スケジュール等もございまして、12月議会で法定協議会の負担金の議決、それと法定協議会の設置に関する議案の議決、これは12月議会で議決をして、12月25日に予定されております、最終の任意協議会で確認をするという、そういうことで認識をしていいのかどうか。そのへんについて、議長のほうで諮りして、取りまとめていただきたいというふうに思います。

#### ○森卓朗会長

ただいま、第4回目の会議、12月25日に予定をいたしておりますけれども、それぞれの市町村におかれまして、議会で法定の予算案の議決、あるいは法定の協議会に加入する議決、そういうことを手続きを、全部12月25日以前に終わっていただいて、そして25日にはその結果を持ち寄っていただくと、こういうことになるわけですが、事務局のほうから何かもう少し補足説明があったら、して下さい。

#### ○田中良二事務局長

まず広域的な議論から、ちょっと再度整理いたしますけれども、第2回会議の11月8日の一番末尾に書いてございますように、この協議会として法定協議会の構成する全ての市町村の規約、予算案を提案いたします。そして、第3回会議は、広域協議会としての承認ということでございまして、11月18日に書いてありますように、一つの大きな指針として、広域協議会としては、この枠組み、この規約案、予算案でいこうということの承認が、その意味でございます。

それと別な観点でございまして、この法定協設置につきましては、同様なんです、各市町村の合併担当課の提案ということでございまして、効力といたしましては、この事務局提案ではなくて、構成市町村各々の合併担当課が12月議案に提案して、構成市町村の全ての議会の可決が、法定協の必須でございます。これがなければ、そうあってはならないんですけど、この広域協議会でどんなに議論しても効力は生じないということでございます。

ですから、もう1回言いますと、12月中に広域的な指針で枠組みを作って、それから本当の議決の効力といたしましては、12月議会で、各市町村議会で議論していただいて、全ての枠組みの構成市町村の全ての可決でもって、その枠組みは成立ということでございます。

それから、ご案内のとおり、1議会でもその枠組みに否決されると、その枠組みは全て無効でございまして、いわゆる廃案、そしてまた新たな枠組みで再度別な時期に議会に提案して、全市町村議会の可決をもって動くということでございます。

そういうことで、その 12 月には、各市町村議会の大きな議決があるわけですが、あくまでもその議決を踏まえまして、また 12 月の広域のスタンスに戻りますけれども、この協議会といたしましては、12 月 25 日に、構成市町村全ての市議会の可決を踏まえまして、法定協議会の設置に向けた議論をしていこうということでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。よろしゅうございますか、どうぞ。

#### ○今別府哲矢委員

今別府委員でございますが、その辺、構成市町村参加の下に、この任意協議会は構成されておりますので、先ほど申し上げました、それぞれの市町村において、首長が議会に提案して、議決をしていくわけでございますけれども、この任意協議会の事業の目標として、12 月議会に法定協議会に関する議案は全て議決をするということを、意思確認をしておいたほうが、作業として非常にいいのではないかというふうに思うのでありますけれども、委員の皆さん方のご意見をお聞きされて、そのへんについては決めていただきたいというふうに思います。

#### ○森卓朗会長

理想はそういうことなんですけれども、これから持ち帰って、いろいろとその都度協議を、それぞれの地方公共団体で、その町の村の勉強をしていただいて、そしてその結果を議会の中でご審議をいただき、結果を出していただくと。非常に手続き的には複雑になりますけれども、最終的には各市町村の議決、この広域の任意の合併協議会の中で、いろいろ決定しても、各市町村の議会で議決をいただかなければ、法定に入っていけないわけがあります。

そこで、皆さん方に、理想として法定協議会に、もうこれから邁進していくんだという気持ちを持ちながら、これからの会議に出ていただかなければ、なかなか 12 月 25 日が迎えられないのではなかろうかというふうにも考える次第であります。そこらあたりを充分、各委員におかれましては認識をされて、一つこれからいろいろとご協議、ご検討いただきたいと存じます。

そういう意味の今別府委員の方から、12 月に向かって、法定の方に進んでまいります各市町村の心構え、意気込みというものについて、意見を何かあったら求めておけということではありますが、何かございますでしょうか。理想としては 12 月 25 日、ここにご出席の 2 市 4 町 4 村の皆様方が、それぞれの議会の議決をいただいて、集まっていただくということを理想として、今日からいろいろと検討協議、広域でも協議、市町村でも協議をして

いただくと、こういうことになるわけであります。何かご意見がございましたら、一つ出していただきたいと思えます。

何かこうスケジュールが詰まってきていまして、皆さん方も戸惑っておられるのではないかと思います。16年10月ごろを一つの新しい市のスタートということになりますと、逆算しますと、やはり少なくとも来年の1月には法定協がスタートしなければ、なかなか難しいというようなことも事務局の方で申しております。また、県の方からのこれまでの説明でも、22ヶ月ぐらいは準備を要するというのも、今まで説明を受けております。どうか何かご意見がございましたら、出していただきまして、そういう認識の中で、一つこれから協議会にも参加していただきますようお願いしておきます。何かありませんか。

### ○上野一誠委員

入来町の上野委員です。

任意協議会で、こうして日程を見てみますと、大変12月までに、窮屈な日程の中で、それぞれ部会長さん方の議論も大変だなというふうに思うところでもありますけれども、今、会長が言われたように、合併のそういう日程的なことを考えると、どうしてもこういうスケジュール的に務めなければいけない。そういうことではありますが、言わば任意協議会の中で、どの部分だけを、どの範囲までを議論をされて、そしてそのことが、その自治体の判断として法定に判断していく、そういう材料というものをどのぐらい進めていくのかというのが、この業務のお示ししてある大方のたたき台だろうというふうに思うんです。

その中で、この任協会議も、この4回を作っているわけですが、この中で充分また持ち帰って、それぞれ住民にも、あるいは議会にも説明しなければならない部分というのは、いっぱいあると思うのですけれども、この4回の中で、充分日程的にこれでいいのかどうか、無理がないかどうか。そのことも一つ確認をさせていただきたいというふうに思えます。

そして事務的に、この12月まで充分対応ができるのかどうか。ここらあたり、どんなものですか。

### ○森卓朗会長

大変日程的にハードなスケジュールになっているということですが、これにつきましては、先ほどの準備会の中でもご説明申し上げました通り、幹事会、助役以下での幹事会、実務レベルの段階で、会議はこの月1回ペースですけれども、もう幹事会は何回も何回も、これから具体的な作業についての研究も、協議もしていくことになるかと思えます。

事務局のほうで、ちょっとそこらあたりをもう少し説明をして下さい。

## ○田中良二事務局長

後ほどの3年スケジュールでも説明しようと考えておりましたが、まず日程が非常に詰まっているということは、これはもう事実でございまして、これは現在の合併を協議する自治体が置かれている、全国共通のスケジュールでございまして、どこの先進例を見ましても、月1回以上の総会をこなして、合併にこぎつけております。

それから、具体的にこれまでも4月からの合併問題勉強会、助役級も含めた会議で議論してまいりましたけれども、スケジュール的に、この12月議会に法定協議会を出さなかった場合のスケジュールは、来年、統一地方選挙、3月議会等がございまして、今年12月を逃せば、来年6月議会の議案になりまして、非常に合併協議自体が困難なスケジュールになってまいります。それが12月議会までには、法定協の議案をまとめたという意図でございまして。

それから、これもまた後ほど申し上げますけれども、任協3ヶ月間と言いますのは、法定協の準備期間という位置づけでございまして、1点目は、いわゆる新設合併、編入合併のこういう合併の基本4項目につきまして、各市町村内で議論していただいて、その合意がいただけるならば、法定協議会への参加の判断をしていただくという議論と。

それから、事務的には4,000項目の事務事業現況調査、電算システムが出ましたけれども、この調査は当然、3ヶ月で終わるものではございまして、平成16年度までに一連の作業の始まりがこの10月という位置づけであります。

それから、今回、4回の総会をお願いしておりますけれども、各市町村におかれまして、今月、来月から12月議会の議案が議論されると思いますが、この特に11月の第2回会議の法定協の規約予算案の提案の時期に、各市町村におきましても、各市町村としての法定協の取り扱いの議論をしていただきたいというふうに思います。

それから、第3回の総会が11月18日でございましてけれども、その手前の、書いてございませぬけど、11月11日が助役幹事会でございまして、我々といたしましては、各市町村の法定協に関する取り扱いの協議の状況は、11月11日の助役会議のところで、各市町村報告していただきたいというふうに考えております。

だいたいそのような状況を見ますれば、11月18日の法定協の規約案、予算案の承認の検討状況と、だいたいの見通しがつくのではないかとというふうに考えております。以上でございまして。

## ○森卓朗会長

ただいま事務局の方からご説明申し上げましたとおり、実はもう任協に入ったわけですが、準備会の中で、助役さん以下、それぞれの市町村の課長さん方、主管の課長さん方と同時に、一緒になって、そしてもう任協の作業、事務作業をこれまでもうやってき

ていたと。それで、任協に入りましたら、もう言わば法定の協議会に向かっての一連の作業を、任協の中でももう進めていくんだ。それぐらいのペースで、今、やっていこうとしているところであるようであります。

いろいろとハードスケジュールであるかも知れませんが、任意協議会における会議は4回ということに、一応は決めておりますけれども、場合によってはまた臨時に開かなければならないかも知れませんが、できるだけ助役会のいわゆる幹事会、助役さん方の幹事会、あるいは専門部会等でこなしていただきまして、できるだけこのスケジュールで調整ができていくように、一つ各委員におかれましては、また各市町村におかれましては、議会におかれましては、段取り方一つよろしくお願い申し上げたいと存じます。

よろしゅうございますでしょうか、上野委員。他にございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしという声が聞こえますが、1回聞いたってなかなか分からないということもあるかと存じますが、一つ大筋ではこういう形で邁進したいと考えているところであります。あとまた助役さん方を中心とする幹事会の中でも細かく打ち合わせて、各首長さん方、議長さん方、議会の方へはご説明を申し上げていくようにしたいと存じますので、ご了承いただきたいと存じます。

お諮りします。議案第1号、平成14年度事業計画案につきましては、ただいま出ましたような意見等を充分参考にしながら、事業計画を進めてまいりたいと存じますが、提案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案の通り事業計画を決定させていただきました。ありがとうございました。

では、引き続きまして、議案第2号、平成14年度予算(案)についてを議題に供します。事務局の提案の説明をお願いします。

#### ○田中良二事務局長

それでは、資料の23ページでございます。議案第2号、川西薩地区任意合併協議会平成14年度歳入歳出の予算(案)について、ご説明いたします。提案者は、川西薩地区任意合併協議会、森卓朗会長でございます。

開けていただきまして、24ページでございます。まず歳入から説明いたします。

歳入につきましては、歳入合計3,299万円でございます。区分といたしましては、構成市町村の負担金を財源といたします。

24ページの下の方に、構成市町村の負担金の算出根拠というのがございますが、これにつきましては、いろいろ規約案のところでも議論いたしましたけれども、2市4町4村、10団体ございまして、右下の総額は3,299万円でございますが、これを世帯割にかかる部

分と均等割りにかかる部分に区分いたしました。

世帯割分につきましては、※がございまして、790万円、これに要する費用といたしましては、新市将来構想に係ります住民アンケート、世帯が関係してまいります。

それから、「協議会だより」の発行、配布ということで、これも世帯割に関係してございますので、この事業費相当が790万円ございまして、これを左にございます構成市町村の世帯数割で按分していきまして、例えば川内市が55.2%の436万3,000円ということで、790万円を10市町村の世帯割で按分いたしました。

それから、残りの2,509万円につきましては、均等割でございまして、割る10でございまして、各々均等に250万9,000円ということで、均等割分を算出いたしました。

そのような考え方で、例えば鹿島村でございましたら、世帯割6万8,000円に均等の250万9,000円を足しまして、合計額257万7,000円を負担金として、お願いしているところでございます。

なお、経過説明になりますけれども、去る8月16日の首長会議、その時は2市3町4村だったのですが、その歳入の予算額の合計よりは、この提案は100万円ほど増えております。祁答院町の加入によりまして、総額は増えましたけれども、現在の10市町村、各市町村の負担金額は、9月の末にお願いした金額よりも下回っておりますので、説明いたします。

それから、次が25ページが歳出でございまして、

歳出につきましては、大きな事業費といたしましては、款のところで、1款、運営費、2款が事業費、3款が予備費の区分でしております。主なものを説明申し上げます。

まず運営費につきましては、1目の協議会の会議費ということでございまして、196万7,000円でございますが、大きなものにつきましては、会議録の作成の委託をお願いしております。

それから、使用料及び賃借料ということで、本日のような会場使用料とか、視察先のマイクロバス借り上げ料ということで、予算措置をしております。

それから、2項の事務局費、1目、事務局運営費でございまして、259万2,000円ということで、報酬の措置につきましては、監査委員の報酬を措置しております。それから、我々16名の事務局職員の人件費につきましては、所属市町村、県で支弁するというようになっております。

それから、この事務局運営費につきましても、使用料及び賃借料を措置しておりますが、フロア賃借料につきましては、現在、川内市役所の5階を間借りしておりますので、そのフロア賃借料を川内市役所のほうに払うという形を取っております。それから、OA機器の賃借料を措置しております。

それから、2款の事業費につきましては、2,828万3,000円でございますが、主に調査事業でございまして、1目のまちづくり計画策定事業費につきましては、主なのを申し上げ

げますけれども、委託料につきまして、新市将来構想の住民アンケートの委託料で、これは計画班の方で支出いたします。

それから、事務事業の調整事業費につきましては、これも委託料でございますけれども、数千項目に及びます事務事業の現況調査の委託、これは調整班のほうで支弁いたします。それから、電算情報システム現況調査委託ということで、電算情報部会の方で主として支出いたします。

それから、広報広聴事業費ということで、右の説明でございますように、ホームページ開設、合併講演会、協議会だより作成委託ということで、措置しております。

それから、予備費を10万円取りまして、歳出予算合計、3,299万円でございます。

なお、どの項を見ましても、委託料の予算措置が多くなっておりますけれども、いかにせんこの10市町村と言いますのは、協議の数的には全国トップクラスでございます、4,000項目の事務事業調査をしますとなりますと、2市4町4村、職員が1,600名おりますけれども、1,600名の職員と我々16名が手作業ですとなりますと、非常に時間的な制約がございます、このように委託の方に措置しております。この考え方につきましては先進例等を参考にしながら検討しましたので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案第2号、平成14年度の予算（案）について、提案のご説明を申し上げました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんでしょうか。

歳入の負担金については、もう各市町村議会でも議決をいただいていることの連絡は全部いただいているわけですね。

#### ○田中良二事務局長

今、会長からございましたように、全て9月議会におきまして、この各市町村の負担金の方は可決をいただいております。

#### ○森卓朗会長

何かご質問、ご意見ございませんか。

#### ○田中良二事務局長

すいません、ちょっと補足的に説明でございますけれども、この負担金措置等につきましては、県の方から、3年度間につきまして、事業費の4分の1以内で、250万円以内ということで、補助金がつくことになっております。これはこの協議会が受けるのではなく



て、構成市町村の各合併担当課の方の歳入の方で、9月補正の方に上がってきていると思います。

**○森卓朗会長**

と言うことは、県の地方課から、例えば、里村で260万4,000円負担をしていただいているわけけれども、250万が助成されるということ、全部で250万、4分の1、260万の4分の1以内で。

**○田中良二事務局長**

計算はいろいろございますけど、4分の1以内の補助で、3年度間に渡り、具体的には14、15、16年度の3年度間に250万円以内という補助制度でございます。

**○森卓朗会長**

と言うことで、少し財源の手当があるということでございます。これが県の財政支援ということですね。

何かご質問、その他ご意見はございませんか。

はい、上野委員。

**○上野一誠委員**

委託料ですけれども、この住民アンケートの調査業務委託の件ですけれども、先ほどの任協の業務の報告の中でも若干触れられたのですが、各町村、どのような形の具体的アンケート調査になられるのか、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

**○森卓朗会長**

はい、事務局、委託料、アンケート調査等について、もう少し具体的にということです。

**○田中良二事務局長**

上野委員のご質問にお答えいたしますが、これにつきましては、次の案件で詳細をいたしますけど、資料の30ページをお願いいたします。

資料の30ページの方に、アンケートの調査要領ということで、書いてございまして、2市4町4村内のサンプリングで、5,400世帯に対して行うことございまして、詳細の説明は、その時に計画班長にさせます。よろしく申し上げます。

**○森卓朗会長**

よろしゅうございますか。他にございませんか。

質疑も尽きたと存じます。お諮りします。議案第2号、平成14年度予算(案)につきましては、提案の通り承認することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案の通り承認をされました。ありがとうございます。

引き続きまして、協議事項に入りたいと存じます。

では、協議事項の1番目、これは一括しますか、全部1から7まで個別にしますか。

では、協議事項の第1、合併重点支援地域の指定についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

### ○田中良二事務局長

それでは、協議事項もたくさんございますが、これにつきましては、26ページからページが始まってまいります。これにつきましては、8月16日に準備会ができてから、鋭意調整班等で詰めた結果が、このような協議事項の中身になっております。

それから、先ほど上野委員のご質問にお答えしましたけれども、ただいまから説明いたします任協期間中の様々な調査事業につきましては、1月からの法定協にそのまま活かされる、合併時の新しいまちづくり計画に即反映される内容のものでございます。

それでは、7項目ほどございますけれども、各班長に説明させます。1項目ずつ説明させますので、その都度のご意見をお願いいたします。

まず、総務広報班長から説明させます。

### ○森園一春総務広報班長

それでは、協議事項1番目の、合併重点支援地域の指定についてでございます。ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この地域の指定でございますけれども、これにつきましては、県が合併協議会等が設置されている地域の市町村の意見を聞くというものでございます。この意見を聞かれた時に、市町村が反対意見がなければ、鹿児島県の方で合併支援地域に指定をするというものでございます。

指定をされますと、②でございます、合併重点支援地域についての支援策ということで、諸々の支援を受けられるということでございます。これにつきましては、国、県がございまして、あと県のところを見ていただきますと、財政支援でございます。先ほど出ました県の支援で、3年間で250万の4分の1ということでございます。これがございます。それともう一つ、国の方から、3年間に渡り、1回でございますけど、500万というのがございます。

次に人的支援でございます4事業と、事業支援でございます30項目59事業、国が77

事業でございます、例えばですけれども、快適な暮らしを支える社会基盤の整備の中に、道路の整備というのがございまして、これが合併市町村の一体化を促進するため、合併市町村の中心部と、合併関係市町村の中心部を連絡する道路や、合併市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路などについて、短期間で整備が図られるよう、重点的に整備することにより、交流、促進、活性化を図るということで、市町村合併支援道路整備事業というのがございます。これにつきましては、国庫、県単でございます。

そのように、諸々の事業が、30項目59事業、国が77事業でございます。以上、説明を加えさせていただきます。

#### ○森卓朗会長

はい、ただいまの合併重点支援地域の指定等についての説明をいたしました。何かご質問はございませんでしょうか。

#### ○高山大作鹿児島県総務部地方課長

ただいま事務局から説明があったわけでございます。制度としての説明は、今の通りでございます。ただ、県としては、さらにと言いますか、そういう意味では、県の市町村合併推進本部会議におきまして、地域を重点地域に指定いたしますと、その地域を所管する県の各事務所におきまして、地域支援本部というものを、さらに設置いたしまして、その事務所等が積極的に皆様方の意見との窓口になって支援を行うと、そういう組織的な体制も取っているところでございます。補足して説明させていただきました。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

支援地域への指定というのは、もうすぐしていただけるわけですか。

#### ○高山大作鹿児島県総務部地方課長

県が意見を照会いたしますので、それで先ほどの説明にありましたように、各市町村から市町村長名で異議がないと、その支援することに異議がないということをしていただきましたら、地域として支援をいたします。

#### ○森卓朗会長

それではもう10月中にそういうのがあれば、10月にさせていただきますね。はい、分かりました。ありがとうございました。と言うことだそうです。

特別にないようでございますので、では2番目の事務事業現況調査実施要領（案）についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

### ○棚町健治調整第一班長

続きまして、27ページをお願いいたします。2番の事務事業現況調査実施要領（案）について、ご説明申し上げます。

まず2番目の作業内容でありますけれども、一般的に市町村には、約4,000項目に渡る事務事業があると言われております。その約4,000項目につきまして、現況を取りまとめ、洗い出しを行います。

3番目の調査内容といたしましては、事務事業の内容、根拠条例・法律、事業費・財源内訳等について、調査を行います。

それから、4番目の作業工程でありますけれども、早速、今月の11日から18日にかけて、事務事業の一覧表、これは目次みたいなものですが、この一覧表の作成をいたします。それを受けまして、11月上旬から末にかけて、1事業ごとに現況調書の入力を行い、協議会事務局調整班の方で取りまとめを行います。ここまでが任協での作業となります。

ちなみに、その後の予定といたしましては、来年の1月から、その1事業ごとに一元化、一本化作業を行って、9月までには調整方針案を決定いたします。その後、10月から協議会でご審議いただくことといたしております。

併せて、一元化作業、方針案が決定しましたものから、例規原案の作成、事務処理マニュアルの作成に取り組んでまいります。

5番の作業方法につきましては、主に各市町村及び協議会の専門部会、分科会で作業を行っていただきますけれども、各市町村の合併担当課及び協議会事務局、調査班でサポート、連絡調整をしながら、作業を進めていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務事業現況調査実施要領（案）について、ご説明申し上げましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。

特別にないようでございます。では、次の説明に入らせていただきます。事務局の担当者は名前を言って下さい。何を担当している某でありますと言って、それから説明をして下さい。

### ○奥平幸己調整第二班長

それでは、調整第二班長をしております、東郷町派遣の奥平と言います。ただいまから説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

電算・情報システム現況調査事業実施要領（案）について、ご説明申し上げます。

まず2番の目的のところですが、関係市町村で、現在運用中又は開発中の電算情報システムの機種、システム等につきましては、ほとんどが異なっております。この任協中に現況調査を行いまして、全てを把握し、その結果を法定協議会でのシステムの統合の検討に使用したいということにしております。

調査内容につきましては、そこに書いてございます、9項目についての調査を行いたいと思います。

実施主体につきましては、地区協議会の電算情報専門部会を中心に組み立てまいります。

調査の対象としましては、各市町村並びに関係市町村が業務委託しております町村会及び業者を対象といたします。

調査方法につきましては、電算担当専門部会におきまして、各関係市町村の電算担当主管課を通じて行うこととしております。

スケジュールにつきましては、そこに書いてございますスケジュールで行います。

また、調査結果の取り扱いにつきましては、システムのセキュリティ上又は個人情報保護上不開示とすべき項目を除き、開示することとしております。

また、早速ですが、11月8日には第1回の専門部会を開催する予定としております。以上で終わります。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、電算・情報システム現況調査事業実施要領（案）について、説明申し上げました。この事項で何かご質問はございませんでしょうか。

はい、今別府委員

#### ○今別府哲矢委員

川内の今別府委員でございます。

電算・情報システムが、合併時に大変経費を伴うというような、先進地に行きまして、そう感じましたけれども、もう一つ、防災行政無線、これらの統一に、ほとんど合併に伴う主要な経費が、この二つに大変食うということを先進地でしてきましたけれども、防災行政無線の統一するのかもしれないのかも含めて、これらの現況、統一した場合の経費、そういうものも含めて、この部会でできれば調査していただければというふうに、お願いしたいのでありますけれども、何か答弁がございましたら、出して下さい。

#### ○森卓朗会長

はい、事務局何か。はい、どうぞ。

### ○奥平幸己調整第二班長

電算情報部会の中で、庁舎内のシステム及び、今申されました地域間のネットワーク防災、そういうのも全て含みまして現況調査を行い、検討を進めていくということにしております。以上です。

### ○森卓朗会長

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

他にございませんか。

ないようでございますので、では4番目の、新市将来構想住民アンケート調査実施要領(案)についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

### ○古川英利計画班長

計画班長をしております、古川です。よろしく申し上げます。資料のほうは、30ページをお開き下さい。新市将来構想住民アンケート調査について説明いたします。

このアンケートは、新市将来構想の策定にあたり、現在や合併後の新しいまちづくりに対しての住民の意向を把握し、その結果を法定協議会での構想策定の参考として活用することを目的に実施いたします。

具体的な調査内容といたしましては、まず、まちづくり調査ということで、関係市町村から抽出した約5,400世帯を対象として、住みやすさや魅力に感じていること、いわゆる生活環境の評価、満足度、それと新市のめざすべき将来像と優先施策等についての考え方を把握することを目的に行います。

もう一つは、コミュニティ調査でございます。これは、コミュニティ活動を行っていらっしゃる、小学校区あるいは地区の単位で、実際に業務に携わっていらっしゃる代表者の方々を対象として、地域活動、コミュニティ活動の現状と、望まれている行政の役割を把握することを目的にしております。

いずれも関係市町村を通じて、無作為抽出あるいは役員の方に対しまして調査を行いたいと考えております。

なお、これらの結果につきましては、協議会の中でも報告すると共に、先ほど事務局長から組織図のところの説明がありました、全国でも例のない政策研究を行うプロジェクトチームの中でも分析・研究を行う予定であります。説明は以上です。

### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、新市将来構想住民アンケート調査実施要領(案)について、ご説明申し上げ

ました。何かご意見ございませんでしょうか。上野委員が先ほどここで関連質問をなさっておられますが。

5,400 世帯ぐらいで、調査はそれでいいのかどうか、そういうのやら意見もあると思います。どうか一つ、意見を出してみてください。少ないのではないかとか、先ほどの予算との関連も出てきますけれども、650 万の範囲内で調査をやろうとすると、5,400 世帯しかできないわけですね。

#### ○田中良二事務局長

これまでも各市町村で説明かアンケート等がございますが、内部でちょっと議論した時には、回収率を促進するためには、世帯にお願いしたほうが、話し合いながらのアンケートが出てくるのではないかという判断が1点。

それから、どれほど回収率云々ということもありますけれども、例えば長野県におきまして、知事の政策云々につきましては、その動向調査は、県民 800 人に対しまして、無作為抽出の場合であれば、統計的には担保できるということと。

それから、国におきます内閣府、内閣の支持率云々も、電話のサンプリングですけど、1,800 人に無作為に調査しまして、1,000 いくらかの国民からの回答を得て、政策決定、国民の動向という統計数値がございますので、回収には各市町村ご協力いただきますけれども、このサンプリングであれば、住民の意向の向き方というのは、把握できるというふうに考えております。

#### ○森卓朗会長

今、事務局が説明をいたしましたとおりであります。何かご意見ございませんか。

意見も特別にないようでございます。とりあえず、5,400 世帯を無作為抽出して、それぞれアンケート調査を実施すると。各市町村ごとにこれは、世帯数によって、調査の枚数を決めていくわけですね。

#### ○古川英利計画班長

各市町村の世帯割按分させていただきまして、発送したいと考えております。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございます。

では、一応、4 番目の事項を終わらしまして、第 5 番目、新市まちづくり計画策定準備調査実施要領（案）についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○古川英利計画班長

引き続きまして、計画班のほうで説明させていただきます。

この調査は、関係市町村の各種基礎的なデータの整理分析を行うものでありますが、具体的には、県及び関係市町村の基本構想、基本計画や、関連する個別の計画、それから公共施設に関するデータ、現在の利活用の方法、整備計画の状況等の分析を行います。

これらの成果は、法定合併協議会時の住民参画の手法を用いたりします、計画策定時の基礎資料としての活用を予定しているところであります。説明は以上です。

#### ○森卓朗会長

はい、ただいま説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

新市まちづくり計画策定準備調査実施要領（案）については、ただいまご説明申し上げたとおりであります。ご了承いただきたいと存じます。

では6番目、広報広聴事業についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

#### ○森園一春総務広報班長

総務広報班長の入来から派遣されている森園でございます。資料の32ページをお開き下さい。

広報広聴事業につきましてでございますけれども、市町村合併に関する情報を住民に提供し、市町村合併についての判断材料としていただくための事業でございます、まず協議会だよりの発行でございます。

これにつきましては、協議会独自の広報誌を発行いたしまして、市町村合併に関する情報を住民に提供するという目的でございます、任意合併協議会、2市4町4村、10関係市町村の全戸に配布をいたしたいということでございます。発行回数は3回でございます、10月、11月、12月の予定で、1回、2回、3回と4回の協議会、一緒に出したいということでございます。

ホームページでございます、これにつきましては、合併協議会の情報を積極的に送信することで、住民との双方向の関係を築くということでございます。この内容につきましては、経過、合併スケジュール、協議会開催状況、議事録等でございます、この中で、インターネットで意見とか問い合わせを受けたいというものでございます。

あと合併講演会でございますけれども、住民が、市町村合併についての現状や課題を確認するとともに、市町村合併の在り方についての認識を深めるというものでございまして、これにつきましては、平成14年11月中旬を予定しておりますし、10市町村のどこか1箇所で行いたいということを考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○森卓朗会長

ただいま6番目の広報広聴事業について、説明申し上げました。何かご意見、ご質問ご



ございませんか。

特別にないようでございます。一応、この要領で作業を進めさせていただきたいと存じます。

では最後に7番目、合併スケジュールについてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

### ○田中良二事務局長

それでは、協議事項の一番最後、7番目でございます。ページといたしましては、本日の資料の一番巻末に添付してございますので、事務局長が説明いたします。

まずA3の折り込みでございます。多少文字が小さいのですが、概要につきまして説明させていただきます。

合併協議に関しますスケジュール予定ということで、左のほう、上から下のほうに、1段目から77段目まで、やるべき作業等が列挙されております。

それから右のほう、13年度も少しございませうけれども、いわゆる合併3年スケジュールということで、14年度から15年度、16年度のほうが右上のほうに列記されております。

それから右の端っこのほうに縦マスがございますけれども、これも自治体の存立に関わります基本的な事項ということで、1. 合併の方式から、4番目の事務所の位置まで、事務事業の一元化に関わる事項ということで、5番目から始まっております。一番右下が、新市計画に係る事項ということで、74段目、75段までということがございます。この右のマスにつきましては、いわゆる基本項目と、4,000項目と言われます事務事業を集約した形が、この便宜75項目になってまいります。

中身を少し説明いたします。これまでも勉強会の報告書でしておりますので、概要だけを説明いたします。

まず左の上のほうに、5段目ですけれども、5番目、任意協議会設置ということで、これを右のほうに見ていきますと、本日そのものでございまして、14年度の10月、黒丸の任意協議会設置、10月7日でございます。それから、今真っ只中でございませうけれども、第1回の協議を10月に行うということで動いております。それから、この任意協議会は、4回開催ということで、事業計画のご承認をいただきました。

それから、左の端のほうの11段目、12段目、法定協議会議決、法定協議会の設置ということでございまして、これは14年度の12月、黒丸の法定協議会設置議決でございますが、先ほども申し上げましたように、この議案の提案につきましては、我々の事務局ではなくて、10市町村の合併担当課が各々の各議会に提案し、全ての議会の可決が必須でございます。

それから、左のほうに31段目、32段目、合併協定の調印、合併協定の議決というのがございますが、これをモデル的に横のほうにいきますと、16年度の4月、便宜上、4月に

置いてございますけれども、16年度の4月に、黒丸の合併協定の調印式ということで、構成市町村長さんの意思決定は、ここで最終的になされます。それから、それを踏まえまして各市町村の議決が必須でございます。

その後、34段目が県議会の議決ということで、県知事、県議会の方に上がってまいります。

それから、後ほどの申し合わせ事項でも申し上げますが、左のど真ん中のほうに、39、合併ということで、右を見ますと、16年度の10月、新市誕生という大きな文字がございますが、10月の合併施行ということで、まとめております。

その合併の上のほうに、第18回協議会というのがございまして、法定協議会の会議回数でございます。

すなわち、この表を見ていただきますと、お分かりかと思いますが、今月から16年9月までの24月間に、任意協議会4回、法定協議会18回、22回の総会が予定しております。

それから、当然、今日のトップ会議でございますので、ここに書かれました会議の手前に、助役幹事会、専門部会、課長会議を終わらせる必要がございます。

それから、16年度までが、国県の支援を受ける合併は16年度まででございますので、全ての手続きは、当然、16年度までに終わる必要がございます。

それから、先ほどのご質問にもお答えいたしましたけど、この現在の合併のスケジュールと言いますのは、この地区だけではなくて、ある意味、合併を協議する全国共通のスケジュールでございます。よく先進例で言われます、兵庫県の篠山市、あるいは西東京市とございますけれども、この2市におきましては、31回の総会をこなしまして、31回と言いますのは、月1回の総会でございます。総務省がモデル的に話題提供をしておりますけれども、31回の任協、法定協、総会をこなして、合併にこぎつけております。

それから、合併のこの協議会での決め方の一応のスケジュールでございますが、このページの右上のほうに、先ほど、自治体の存立に関わります合併の方式から事務所の位置、4番目まで、右上に基本4項目がございます。これは、どこで決めていくかと言いますと、15年度の10月をご覧下さい。ちょうど真ん中の15年度の10月を下がっていきますと、第7回協議会ということで、基本項目決定ということがございます。

したがって、今後のスケジュールになりますけれども、今月から基本項目につきましても作業を進め、来年9月までに一応の集約を見て、10月までに基本的なことを定めていきたいというふうなスケジュールで動いております。

それから、また右の方に変わりますが、持ち帰り協議のやり方はご説明いたしましたけれども、例えば右上の方の5段目、財産の取扱い、6段目、市議会議員の定数及び任期、7段目が農業委員会委員の定数及び任期、これを便宜A群というふうにまとめております。このように、協議が整いましたものを便宜的にA群にまとめますが、それはどのような入

れ方かと言いますと、もう一回、15年度の10月にお返りいただきますと、この第7回総会で、A群に関します考え方の提案をいたします。そして、第8回、次の総会でございますように、第8回協議会（協議項目A群決定）というやり方でございまして、作業的には9月までに、1から右下の75までの作業を済ませていきまして、事前提案、次の総会で決定というやり方になります。

それから、最後の説明になりますけれども、左下のほうに任期等ということで、縦の一番下ですが、ございまして、統一地方選挙等の選挙日程を列記してございます。この期間は総会を開けませんので、状況によりましては、月2回の総会があることもご承知置き下さい。以上でスケジュールの説明を終わります。

### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございます。

7番目の合併スケジュールについて、ただいま詳細にご説明申し上げましたが、これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

17年3月まで、まだ6ヶ月余裕があるのに、なぜこの16年の10月にするのかということについての説明を事務局から簡単に説明して下さい。

### ○田中良二事務局長

提案事項の第3号、38ページからにも出てまいりますが、この時もちょっと説明いたしますけれども、合併の時期につきましては、それぞれの先進例はバラツキはあります。我々が去年からしました時に、39ページの、事前説明になりますけど、39ページの上のほうの2番目、市民サービスや決算時期、予算編成時期ほか、できるだけ支障のない時期を想定して定めることが望ましいと思われるということで、例えばで申し上げますけれども、16年度中のある時期に合併する必要があります。

そうなりますと、16年度のそれまでの決算が必要です。決算は赤字決算もあり得るということで、出納閉鎖期間がありません。

それから、16年度の後半の暫定予算を組む必要があります。それから、併せて17年度の当初予算を組む必要があります。

それから、対等合併になりますと、首長選挙は、合併施行から50日以内ということで、予算編成、そのような選挙日程、あるいは事務的な組織改革、人事異動、庁舎改築等を考え合わせますと、前年の秋に合併するのが望ましいというのが、先進例からの大きなアドバイスでございました。

これを例えば17年の1月もしくは2月に、この地区の実情に合わせて合併施行したとしますと、2月から3月までに、私が申し上げましたような、16年度の出納閉鎖期間の決算、それからわずかな期間の暫定予算、それから17年度の予算調整、その間、首長選挙

が合併施行後 50 日以内ですので、2月か3月の時期に、職務代理者の下にそのような作業が進むということで、それと 16 年の4月1日からの円滑な住民サービスの提供のための 10 市町村の人事組織機構、それから庁舎の一部改築などを考えますと、冒頭申し上げましたように、前年の9月から、遅くとも 10 月、この頃が望ましいというのがございまして、我々のほうもそのような施策で、後ほど提案しようと思っておりました。終わります。

#### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございます。何かございませんか。

合併スケジュールの関係は、以上の通りであります。ご了承いただいたものと存じます。

では、引き続きまして、大きな7番目、提案事項について、これから協議をしてみたいです。

まず、提案事項の第1号から説明をお願いします。

#### ○田中良二事務局長

会長、本件につきましては、持ち帰り事項ですので、説明は一括させて、お願いいたします。

それでは、最終の項に入ってまいりましたが、資料の 34 ページからをお願いいたします。

提案事項につきましては、1号から5号までございますが、本件につきましては、本日説明、そして持ち帰り、各市町村の対策会議、議会等での稟議の後に、第2回総会で各市町村の考え方の集約ということでございますので、説明を一括して行います。

まず提案の第1号でございますが、任意合併協議会において、以下の事項について、申し合わせる。1. 合併の方式について、2. 合併の目標期日について、3. 新市の名称の決定方法について、4. 新市の事務所の位置について、ということでございます。

なお、この申し合わせ事項の提案の意味でございますけれども、今後の1月予定の法定協議会の議論を円滑に運営するために、任協の段階で、事前に基本的な事項の申し合わせをするものでございます。これも先進例を参考にして、我々の方もこのような考え方で、助役会議までできております。

それから、基本4項目につきましては、先ほどのスケジュールで申し上げましたように、本格的な議論は来年になりますけれども、決定の時期としましては、15年の9月、10月、それ以降からの作業になってまいります。

それから、参考までに、鹿児島市地区も、内容は違いますが、基本的な項目については、申し合わせをしたということで、新聞報道がされております。

それでは、この4項目について、申し合わせをしようというこの提案が第1号でござ

います。35 ページから、中身のほうに入ってまいります。

提案第 2 号が、合併の方式についての提案でございますが、合併の方式については、〇〇合併を基本に協議を進めるということで、白紙提案で提出しております。

開けていただきまして、36 ページでございますが、これはもうすでにご案内のとおり、参考の合併の方式については 2 つございまして、上の方にございますが、新設合併、別称、対等合併、編入合併、別称、吸収合併でございますけれども、この項目につきまして、定義、法人格の在り方、名称につきまして、各々、新設合併の場合、編入合併の場合ということで、区分しております。

もう定義とか法人格については、ご案内のとおりでございますけれども、新設合併の場合は、2 以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くことということで、全てのものが 1 回消えて、それから全てのものを新たに作るという作業になります。

それから、編入合併、吸収合併につきましては、市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものということで、これももうすでにご案内のとおりでございます。

それから、合併市町村の名称につきましては、新設合併の場合でありますと、新たに条例制定の必要がございます。編入合併の場合では、編入する市町村の名称とすることが多いということ。しかしながら、新たに制定することができるということでございます。

事務所の位置につきまして、これは本庁舎と考えてもらえばいいのですが、新たに条例で制定する必要があります。

それから、市町村の長ということで、書かれていますように、長は失職するというのと、それから編入合併の場合でございますと、編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職するというので、法の規定のとおりでございます。

それから、議会の議員につきましては、原則でございますが、まず原則論につきましては、全て議員の方は失職いたしまして、合併後 50 日以内に、新しい法定数で選挙を行うということになります。これは規定上です。現在条例定数 156 名でございますが、この原則でいきますと、34 名の法定数の選挙ということで、人口 10 万人から 20 万人は自治法の定数 34 名でございます。

それから、特例事項につきましては、これもご案内のとおりでございますけれども、新設合併の場合は、①にございますように、設置選挙を行いまして、法定数の 2 倍、すなわち 68 名の定数で選挙をし、4 年間在職できます。これが定数特例です。②が在任特例ということでございまして、現在の条例定数 156 名が、話し合いによりまして、2 年間以内在職できるものでございます。

それから、農業委員会の場合も同様の規定でございます。

なお、議会の議員のこの原則、特例につきましては、議会事務局部会で協議を行います。それから、農業委員会の身分につきましては、農業委員会の事務局長会議を中心に、協議

を進めてまいります。

それから、特別職の職員でございますけれども、全員が失職ということで、括弧書きにございますように、新たに選任する必要がございます。

それから、一般職員の身分でございますが、これは我々でございますけれども、書いてございませぬが、一瞬身分を失う、新設合併の場合は身分を失いますけれども、新しい市町村に身分は全員、全てが引き継がれます。

それから、条例・規則につきましては、これは冒頭申し上げましたように、新設合併の場合でありますと、全てが全部制定でございます。それから、編入合併の場合は、編入する大きな、一般的には大きな市町村に合わせまして、一部改正ということでございます。

これが、新設合併、編入合併の制度的な区分でございます。

37 ページが、合併先進地の状況ということで、新設合併の場合、いわき市から、編入合併の場合につきまして、大船渡市まで、これまでの合併の実施例を各々書いてございます。

それから、議案の第3号でございますが、合併の目標期日ということで、先ほどご質問が出ましたけれども、合併の目標期日は、平成16年10月とするということで、この目標をご提案申し上げます。

説明といたしましては、39 ページにございますように、先ほどの合併3年スケジュールでも申し上げましたが、39 ページの1にございますように、様々な協議の決定、それから市町村議会、県議会の日程、ございまして、相当数の日数、総務省マニュアルでは、最低22月というふうにされております。

それから、2番目につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、16年度中の決算、当初予算の在り方、人事異動、庁舎改築等を考えますと、前年の秋が望ましいということで、考えております。

それから、3番目に、これまでにやや余裕のあった市町村につきましては、合併期日にはいろいろバラツキは実際はあります。しかしながら、4点目にございますように、合併特例法の支援を受ける、国県の支援を受ける合併につきましては、16年度、17年3月まででございますので、これを考え合わせながら合併時期を検討する必要がございます。

5番目に、以上のことから相対的に考えまして、16年10月の合併が適当と考えております。これにつきましては、7月に合併問題勉強会がご報告しました時期と変わっておりません。

それから、改めて左のほうに、合併までの主な流れということでございますが、項目は、合併準備から、法定協議会設置云々とございまして、最後が新市誕生。39 ページの左下に、法定協議会設立準備から合併まで最低22ヶ月必要ということで、いわゆる総務省マニュアルでは、このところが言われております。

それから、我々が持っておりますモデルスケジュールでございますけれども、モデルス

スケジュールの下のほうに、平成 14 年 10 月、任意協議会設置ということで、10 月 7 日そのものでございます。それから、法定協議会の設置が 12 月。このような流れでいきますと、平成 16 年の 10 月、任意協議会設置から 24 ヶ月になります。しかしながら、選挙時期等は総会ができませんので、先ほど申し上げましたように、24 月中に 22 回の総会という段取りになります。

それから、先進例、西東京市とあきる野市ということで書いてございますが、これにつきましては、すでに合併しておりますので、時期的には余裕は、16 年度を考えますと、余裕のある時期に、西東京市とあきる野市は合併をしております。

右下にございますように、西東京市は 34 ヶ月間、それから、あきる野市は 41 ヶ月間でしたけれども、本地区の場合は全国共通で、22 ヶ月、24 月の間にこなす必要がございます。

それから、参考までに西東京市を申し上げましたけれども、34 ヶ月の間に 31 回の総会をこなしまして、合併にこぎつけております。

それでは、40 ページをお願いいたします。40 ページが、提案の第 4 号でございまして、新市の名称の決定方法でございます。

新市の名称の決定方法については、法定協議会設立後、早い時期に公募を行い、その結果をもとに協議会委員から選考委員を選出し、協議を進めることとするという申し合わせの提案でございます。

これにつきましては、選考委員制度を書いておりますが、選考委員だけを選んでいくということではなくて、その前段で、この協議会の選考委員の方が、選考方法、スケジュール、やり方全般を検討して進めてまいります。

それから、協議会としましては、当然、この親総会、協議会がトップでございまして、最終的なこの協議会の決定は、この協議会の総会で決定されてまいります。

41 ページでございますが、41 ページに、新市の名称についてということで、決定方法等を書いてございますが、新設対等合併の場合、新市名、実質的な審議機関、公募の有無、審議方法、備考ということが書いてございまして、北上市からさいたま市まで列挙してございます。

ご覧のとおり、北上市の場合につきましては、首長、議長等の合同会議というやり方と、ひたちなか市にございますように、協議会の中に先ほど言いましたような小委員会的なのを作って、選考を進めているやり方、それから、公募の有無につきましては、公募をしているところとしていないところが、いろいろやり方はあります。それから、審議の方法もその自主的な審議機関に委ねているようでございます。

なお、公募方式のひたちなか市でございまして、これは法定協議会の第 2 小委員会という方式を取っております。それで、公募結果を約 5,000 件の応募がありまして、絞り込んでいって、最終候補 1 点を協議会で報告し、決定された経緯があり

ます。

それから、西東京市でございますが、西東京市、下から2段目でございますけれども、これも小委員会方式によりまして、公募を行いました。右の備考欄にございますように、8,800件、3,200種類の名前の応募がございまして、それを審議方法にございますように、小委員会におきまして、5点程度に絞り込んで、親協議会で決定しております。

それから、さいたま市も同じやり方で、小委員会方式、公募ということでございまして、多くの公募の中から、さいたま市も5点ほどを選び、1点を協議会に報告したという形で、段階的な審議をやっております。

大体、他の例も見ますと、今、インターネットとか発達しておりますので、5,000点から1万点近くが、公募のエリアを広げた場合には来るということで、この協議会の選考委員方式になりましたら、2市4町4村内にするのか、あるいは広く全国にするのか、そこいらの応募のエリアを含めまして、総会に諮りながら、やり方を考えて、協議を進めてまいります。

それから、最後の提案の最終項に入ります。42ページをお願いいたします。

42ページが、提案第5号、新市の事務所の位置について。新市の事務所（本庁）の位置については白紙でございまして、白紙提案でございます。ここの所在地のところに、市町村名と番地を書くということで、先進地のほうは申し合わせをしております。支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第155条に基づき、関係市町村内に置くことを基本に協議を進めることとするということでございます。

それから、参考事例で、地方自治法が書いてございますが、第155条、関係のところだけ読みますと、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、少し飛びますけど、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができるということでございまして、2項にございますように、前段省略しますが、支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならないということで、規定されております。

それから、参考資料といたしまして、43ページでございますが、現在の庁舎についての概要で、2市4町4村の各々市町村名、建設年度、敷地面積、延べ床面積、備考欄ということで、庁舎についての概要を紹介しております。

それでは説明の最後になりますが、44ページをお願いいたします。44ページが、合併実施市先進例でございまして、北上市からひたちなか市を列挙してございます。

このいわゆる本庁支所論につきましては、各々どのような機能を持たすか、あるいは配置する職員数をどうするかという議論になってまいりますけれども、先進例を見てみますと、よく総務省のビデオ等にも出てまいります、ちょうど真ん中に篠山市の例がございまして、篠山市におきましては、任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」という旨決定したので、その後の協議も円滑に行われたということと、篠山町以外



の他の3町役場は支所とし、従来の支所と合わせて5支所にしたということと、支所機能といたしましては、地域振興、住民福祉、業務管理、収納の5担当を設置したということで、紹介がされております。あと各々、西東京市、ひたちなか市につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上で、この提案事項の説明を終わりますけれども、この基本4項目の中身につきましては、事務局の考えが云々ということより、白紙提案でございますので、全国共通の法定事項並びに先進例とされます合併実施市の例でございます。

会長からもございましたように、各市町村におかれましては、持ち帰っていただきまして、合併担当課から、また詳細な説明を受けられ、議会等の意見も酌んでいただきまして、第2回の総会におきまして、制度的な選択の協議をお願いしたいと思っております。以上で、提案事項の説明を終わります。

### ○森卓朗会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、ご説明申し上げました、1号から5号につきましては、お持ち帰りをいただいて、次の11月8日の時にまた協議をするということになるようでございます。

何か総括的に、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。5項目一括して。何かございませんでしょうか。

(「なし」の声)

もう一気にあまりにもたくさんの細かい内容をご説明申し上げましたので、もう私自身も頭がパニック状態になっているわけです。また、お持ち帰りいただいて、じっくりまたお目通しをいただき、議会、担当課ともお話し合いをしていただきまして、また次回にご協議をいただくことにしたいと存じます。

次に、その他ということになりますが、事務局の方から説明をお願いします。

### ○田中良二事務局長

それでは、その他事項でございまして、本日の合併3年スケジュールの手前のところに、もう1枚、日程(案)でございますが、事業計画(案)でございましたけれども、本日が第1回協議会ということと、第2回の協議会総会を11月8日、第3回が11月18日、第4回協議会が12月25日の4回。

それから、助役さん方の幹事会につきましては、45ページにございますように、第1回幹事会を10月23日、第2回幹事会を11月11日、第3回幹事会を12月19日を予定しております。

なお、非常に各委員から出ましたように、窮屈なスケジュールでございますけれども、この合間合間に各市町村の対策会議と特別委員会、全協等へのご相談、ご審議をお願いい

たします。

それから、併せまして、法定協の議案の、各市町村としての法定協議案の上程の日程も内部のご検討をお願いいたします。この法定協議案の取り組みにつきましては、提案課は各合併対策課でございますけれども、我々の方と連携して、統一した内容、規約案を提供しながら、進めてまいりたいと思います。

それから、最後のお願いになりますけど、24月間に多くの会議をこなすこととなりますが、全ての住民の業務が大事でありますけれども、合併事務局といたしましては、合併の協議を最優先で取り組んでもらうように、重ねてお願いいたします。以上で終わります。

#### ○森卓朗会長

次回協議会の開催等についてのご説明を申し上げました。何か特別にご意見ございますでしょうか。

大変お疲れ様でございました。延々2時間40分に渡ります合併の諸問題について、ご審議をいただいたところであります。今日の私の座長の役目をこれで終わらせていただきたいと存じますが、皆さん方大変なご協力によりまして、長時間ではございましたけれども、実のある会議を開催することができました。心から皆様方のご協力に感謝を申し上げ、とりあえず座長の役目をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○司会者（南竹一敏事務局次長）

どうもありがとうございました。皆様におかれましては、長時間に渡り協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、第1回川西薩地区任意合併協議会を終了させていただきたいと存じます。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区任意合併協議会会長